

国際間の相殺

執筆者：水野コンサルタンシーグループ代表 水野真澄
執筆日：2023年10月28日（NNA連載第1026回）

No.150

1. 総論

一定の基準を満たした多国籍企業は、外貨管理局・人民銀行で備案をすれば（受理が条件）、包括的なネットイングが可能。

それ以外の場合は、現時点では（失効した外貨管理規則に基づく相殺は後述）、相殺を認める規定はない。一方、相殺を直接的に禁止する規則もなく、「外貨管理条例」が禁止する異種通貨間の相殺でなければ、実務運用上対応できる場合がある。

2. 多国籍企業のネットィング

「多国籍企業の外貨資金集中運用に係る管理規定（匯発[2019]7号）」、
「多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務展開の更なる利便化に関する通知（銀発[2015]279号）」に規定する基準を満たした企業が、外貨管理局（外貨の場合）、人民銀行（人民元の場合）で備案が受理されれば、ネットィング・双方向プーリングが可能。
⇒ 包括的な相殺行為であり、明確な法的根拠に基づく相殺。

3. 貨物代金に関する相殺

貨物代金決済に関しては、2012年7月末まで、
外貨核銷制度と呼ばれる消込照合制度が採用されていた。

⇒ 通関と決済の妥当性を銀行が事前確認した上で、決済を認める制度。

核銷制度に基づき、相殺後の差額での決済を認める制度を「差額核銷」と呼称し、
「進料加工」と「貨物代金とクレームの相殺」に関して認められていた。

⇒ 根拠となる「輸出代金核銷手続の簡素化の手続に関する通知（匯発[2005]73号）」、
「輸入決済差額核鎖管理弁法（匯発[2004]116号）」は、核銷制度廃止に伴い失効。

但し、根拠法失効後も、実務上は、依然として継続されている。

- 進料加工の売・買掛金の相殺は、事前に外貨管理局での備案を要することから、
実務上も特に問題とはなっていない。
- 貨物代金とクレームの相殺は、「対応可否は銀行判断次第である事」と、
「通関実績と決済実績に差異が生じる」ことから、金額次第では、
企業の外貨操作の不適切性を指摘される可能性がある。

4. 非貿易項目の相殺

- 貨物代金

通関実績が残るため、相殺決済をする際は、通関と決済上の齟齬が問題になる可能性がある。

- 非貿易項目

元の取引が当事者にしか分からない場合が多い（例えば、相互に役務提供を行っている場合、相殺した結果の契約書を締結し、決済すれば、第三者には相殺したか否かが判断しにくい）。

その上で、総額で締結された契約書（受領と支払い）を元に、相殺決済をする場合、これが異種通関間の相殺であれば、外貨管理条例に基づき不可。

但し、同一通貨間であれば、これを直接的に禁止する外貨規則は有りませんので、銀行の判断次第。

⇒ 国際貨運代理等、比較的取引と決済の根拠が明確な非貿易項目の場合、課税管理上の理由から、所管税務機関が相殺しないように指導した実例がある。